

月報私学10

2018
Vol.250



学校法人 横浜共立学園は、1871年に3名の女性宣教師が設立した「アメリカン・ミッション・ホーム」を起源とする、キリスト教による中高一貫の女子教育機関です。2021年の創立150周年に向けた校舎等再整備計画の一環として、2018年3月には新校舎（写真右下）が完成し、現在は、横浜市指定有形文化財第1号の本校舎（1931年竣工：写真左上）の保全改修工事を実施しています。

写真提供：学校法人 横浜共立学園（神奈川県横浜市）

CONTENTS

● 2019年度 私学助成関係予算の概算要求	2
● 2019年度 専修学校関係予算の概算要求	4
● 私立大学等経常費補助金 Q & A	6
● 「若手・女性研究者奨励金」 受賞者の声	8
● 平成30年10月からの基準利率及び年金現価率（退職等年金給付）/ 災害対応 平成30年7月豪雨にかかる医療機関の窓口負担免除の終了	9
● 高齢受給者にかかる年間の高額療養費（外来合算）の手続き/ お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください	10
● 積立共済年金・共済定期保険 平成30年度後期募集	11
● 被扶養者認定申請事例（退職した人の認定）	12
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

2019年度 私学助成関係予算の概算要求

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育研究条件の維持及び向上、学生・生徒等にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、その充実に努めているところです。

2019年度概算要求は、平成30年7月10日に閣議了解された「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づき行うこととされました。文部科学省全体としては、『人生100年時代』や『Society 5.0』の到来を見据えながら、日本を誰にでもチャンスがあふれる国へと変えていくため、教育再生、科学技術イノベーション、スポーツ・文化の振興により、『人づくり革命』を断行し、『生産性革命』を実現する。』こととしており、これらを踏まえた概算要求を8月31日に提出しました。

このうち私学助成関係予算については、対前年度496億円増の4773億円を要求しています。具体的な内容

については、次のとおりです。

私立大学等経常費補助

私立大学等経常費補助の2019年度概算要求においては、私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、教育研究の質の向上に取り組む私立大学等や地域に貢献する私立大学等に対する支援、高等教育へのアクセス格差の是正等に向けた支援を強化することとしています。

一般補助では、大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費について支援するとともに、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を実施することとして、対前年度30億円増の2727億円を要求しています。

また、特別補助では、2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援するため、対前年度4億円増の462億円を要求しています。

主な事項として、まず、「私立大学

2019年度 私学助成関係予算要求の概要

～私立学校の特色強化・改革の加速化に向けた推進～

2019年度要求・要望額 4,773億円
(前年度予算額 4,277億円)



私立大学等経常費補助 3,189億円 (+35億円)

(1)一般補助 2,727億円(+30億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を本格導入

(2)特別補助 462億円(+4億円)

2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

○私立大学等改革総合支援事業 200億円(+69億円)(上記の一般補助及び特別補助の内数)
特色ある教育研究の推進や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォームを通じた資源の集中化・共有など、役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援

○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 137億円(+7億円)(上記の特別補助の内数)
経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実し、高等教育を受ける機会保障を強化

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,052億円 (+31億円)

(1)一般補助 875億円(+12億円)

都道府県による私立高校等の基盤的経費への助成を支援
○幼児児童生徒1人当たり単価の増額 等

(2)特別補助 149億円(+18億円)

各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による助成を支援

○ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援の充実

○特別な支援が必要な幼児の入入れや預かり保育を実施する幼稚園に対する支援の充実 等

(3)特定教育方法支援事業 28億円(+1億円)

特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 533億円(+431億円)

(1)耐震化等の促進 348億円(+298億円)

○学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業、そのほか防災機能強化を更に促進するための非構造部材の落下防止対策やブロック塀の安全対策等の整備を重点的に支援

○2018年度までとなっている耐震改築への補助制度を延長

(2)教育・研究装置等の整備 185億円(+132億円)

教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援

○私立大学等の装置・設備費 117億円(+102億円)

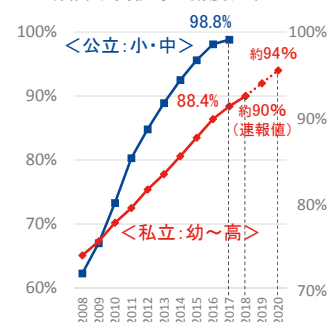
私立大学等の多様な特色ある教育・研究の一層の推進を図るため、私立大学等の装置・設備の整備を支援

○私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業 30億円(+6億円)

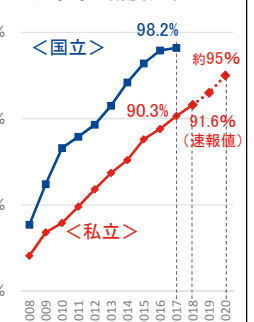
次期学習指導要領等を踏まえ、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援

※ ほか、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 625億円(うち財政融資資金 291億円)

<幼稚園・高校等の耐震化率>



<大学等の耐震化率>



出典：私立学校耐震化状況調査(2019年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値)

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

等改革総合支援事業」については、特色のある教育研究の推進や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォームを通じた資源の集中化・共有など、役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援することとして、対前年度69億円増の200億円（一般補助及び特別補助の内数）を要求しています。

また、経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援については、137億円（特別補助の内数）を要求しており、高等教育を受ける機会保障の強化を図ることとしています。

これらを含めた私立大学等経常費補助の総額は、一般会計において対前年度35億円増の3189億円を要求しています。

なお、復興特別会計においては、東日本大震災により被災した大学等の安定的な教育研究環境の整備や被災学生の授業料減免等を支援することとして、8億円を要求しています。

私立高等学校等経常費助成費等補助

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助す

るものです。

2019年度概算要求においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、一人当たり単価を前年度予算と比較して、1・2%増額しています。

特別補助では、ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援を充実するため、「教育の質の向上を図る学校支援経費」について、37億円を要求しています。

また、特別な支援が必要な幼児の受け入れ（幼稚園等特別支援教育経費）や、預かり保育を実施する園に対する支援を充実することとしています。

このほか、過疎高等学校特別経費、授業料減免事業等支援特別経費、特別支援学校等に対して国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する特定教育方法支援事業については、必要な経費を引き続き要求しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、対前年度31億円増の1052億円を要求しています。

私立学校施設・設備の整備の推進

私立学校施設・設備整備の補助は、建学の精神や特色を活かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。特に、熊

本地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、早急な児童・生徒等の安全確保が不可欠であり、私立学校施設の耐震化完了に向けた取り組みを一層促進する必要があります。加えて、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震の教訓等を踏まえ、ブロック塀等の安全対策が急務となっています。

このため、耐震改築及び耐震補強のほか、ブロック塀等の安全対策を含む防災機能強化のための施設整備等に対する支援として348億円（私立学校施設高度化推進事業費補助の一部を含む）を要求しており、併せて2018年度までとなっている耐震改築への補助制度の延長等の制度改正を要求しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立学校が行う耐震改築・改修事業、私立大学附属病院の建て替え整備事業について利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助についても12億円要求しています。

さらに、教育・研究装置等の整備として185億円を要求しており、このうち、私立大学等の多様で特色ある教育・研究の一層の推進を図るため、私立大学等の装置・設備の整備に対する支援として117億円を要求しているほか、次期学習指導要領等を踏まえ、

アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する支援として、対前年度6億円増の30億円を要求しています。

これらを含めた私立学校施設・設備整備費全体は、対前年度431億円増の533億円を要求しています。

日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の2019年度の貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎や私立大学附属病院等の建て替えなどの施設・設備の整備事業、災害復旧事業等に対する資金の貸付として625億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金291億円を要求しています。

なお、制度改正事項として、激甚災害（本激）により被災した学校法人等の教育研究活動の円滑かつ迅速な復旧に資するため、通常より有利な貸付条件となる「災害復旧経営資金」の創設や、耐震化のさらなる促進・私立大学附属病院の機能強化等を図るため、貸付期間25年（据置期間2年）・固定金利の貸付メニューの創設等を概算要求に盛り込んでいます。

2019年度 専修学校関係予算の概算要求

文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室

現在の日本では第4次産業革命といわれる急速な技術の進化やグローバル化の進展による産業構造・就業構造の変化に直面し、職業人の生産性向上が必要とされています。また、人生100年時代においては、個々人が人生を再設計し、一人ひとりのライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付けることが必要とされています。このような中で、地域産業を担い、実践的に活躍し、あるいは我が国の産業を牽引していく人材を各分野において養成していくこと、そして、そのための職業教育を充実していくことや、誰もが一人ひとりのキャリア選択に応じて必要とされる学びを受けられる機会を充実させることは、ますます重要になっています。

専修学校はこれまでも、柔軟な制度的特性を生かしながら、社会・産業のニーズに応じた実践的な職業教育を行い、多様な分野において各地域で活躍するスペシャリストを養成してきました。

「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」では、①人材養成（専修学校教育の人材養成機能の向上）、②質保証・向上（専修学校教育の質保証・向上）、③学習環境（学

びのセーフティネットの保障）の三つを柱として多様な振興策が打ち出されています。

文部科学省としては、こうした提言も踏まえて、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実等を図るなど専修学校教育の振興に努めていきます。

専修学校による地域産業中核的人材養成事業

2019年度専修学校関係予算として概算要求している主な事項は次のとおりです。

各分野や各地域に応じた中長期的な人材育成の在り方を協議し、今後必要となる人材像や能力・技術等を整理し効果的な教育手法を検討する産官学の協議体制の構築等を進めるとともに、来るべきSociety 5.0等の時代に求められる能力（例：「IT力」を融合した専門能力等）、地方創生に向けて各地域の課題解決や発展に必要な人材に求められる能力の養成に向けたモデルカリキュラム等の開発や、学びのセーフティネット機能強化に向けた高等専修学校と地域・外部機関の連携による実効的な教育体制の構築、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等を進めるため、引

き続き必要な経費を要求しています。

専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト

「人生100年時代」にふさわしい多様なリカレント教育の充実に向けて、分野を越えたりリカレント教育プログラムの開発や、eラーニングを積極的に活用した学び直し講座の開設手法の検証、持続可能なリカレント教育の実施運営体制の検証に総合的に取り組み、教育内容面、教育手法面、学校運営面といった多面的な視点で専修学校のリカレント教育機能の強化を図ることとし、必要な経費として新たに5・6億円を要求しています。

専修学校グローバル化対応推進支援事業

専修学校への留学にかかる入口から出口に至るまでの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築するとともに、専修学校の外国人留學生の実態を把握し、留学動向やその後の就職状況について、全国的な調査を実施するため、引き続き必要な経費を要求しています。

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

職業実践専門課程による取り組みのさらなる質向上に向けた先進モデルの

開発や、教職員の資質能力向上の推進に向けた自主的・持続的な研修実施の体制づくり及び研修プログラムの開発、教学マネジメント強化のための実証研究及び普及の推進等、専修学校全体の質保証・向上に向けた多様な取り組みを推進するため、対前年度0・5億円増の1・8億円を要求しています。

専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

専修学校が担う職業教育の魅力発信力を強化するため、効果的な情報集約・情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、関係機関と連携し、専修学校の職業教育機能を生かした体感型の学習機会（職業体験講座の提供、出前授業）等を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理するため、引き続き必要な経費を要求しています。

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行うとともに、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行いその効果等について普及することにより、専門学校を取り組みのさらなる充実を図るため、引き続き必要な経費を要求しています。

2019年度 専修学校関係予算 概算要求

()は2018年度予算額



専修学校教育の人材養成機能の向上

- **専修学校による地域産業中核的人材養成事業** 14.3 億円 (17.4億円)
- 分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発や効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等を進める。
- ＜事業での取組＞
- 産学連携体制の整備
 - 教育プログラム等の開発
 - ・Society5.0等対応カリキュラムの開発・実証
 - ・地域課題解決実践カリキュラムの開発・実証
 - ・学びのセーフティネット機能の充実強化
 - 産学連携手法(専修学校版デュアル教育)の開発
- **専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト【新規】** 5.6 億円 (新規)
- 「人生100年時代」にふさわしい多様なリカレント教育機会の充実を図るため、専修学校におけるリカレント教育機能の強化に向けて分野を越えたリカレント教育プログラムの開発や、eラーニングを活用した講座の開催手法の実証、リカレント教育の実施運営体制の検証を総合的に推進する。
- **専修学校グローバル化対応推進支援事業** 2.0 億円 (2.0億円)
- 諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める。
- **国費外国人留学生制度** 7.9 億円 (7.9億円)

専修学校教育の質保証・向上

- **職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進** 1.8 億円 (1.3億円)
- 専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。
- **専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業** 0.6 億円 (0.6億円)
- 専修学校が担う職業教育の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、関係機関と連携し、専修学校の職業教育機能を生かした体感型の学習機会等を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理する。

学びのセーフティネットの保障

- **専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業** 1.8 億円 (1.8億円)
- 意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、修学を断念することがないよう、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行い、その効果等について普及することにより専門学校の取組の更なる充実を図る。
- **私立学校施設整備費補助金** 14.1 億円 (3.0億円)
- 【補助対象】 教育装置、学校施設等の耐震化工事、アスベスト対策、ブロック塀対応【新規】等
- **私立大学等研究設備整備費等補助金** 2.3 億円 (2.3億円)
- 【補助対象】 情報処理関係設備の整備

合 計 50.5 億円 (36.3億円)

※ 上記のほか、高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業等の中に専修学校を対象とした予算が含まれている。
 ※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

私立大学等経常費補助金Q&A

学校法人から補助金課に寄せられた質問を
Q&A形式で紹介します

一般補助

○学生経費に係る調査票①「障害のある学生」

（障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況）

Q 「入学志願者に対する配慮」の取組について、対象となる入試はいつの時点のものですか。

A 平成30年度に入学した学生（志願者含みます）に対する入試です。なお、その事前説明において配慮されている場合も対象となります。2019年度に入学する学生に対する入試は対象となりません。

Q 「教員に対する配慮事項の周知及び徹底」の取組について、障害のある学生が受講する授業の担当教員すべてに配慮事項を周知している場合は、対象になりますか。

A 全教員に周知したことにはならず、対象となりません。障害のある学生が受講する授業の担当教員に限らず、学内すべての専任教員に配慮事項（個別

の配慮ではなく、全体的なガイドライン等の場合も含みます）を周知徹底した場合が対象となります（授業を担当する教員とそれ以外の教員とで周知の方法を別とすることは構いません）。

○学生経費に係る調査票②「ICT」（ICTを活用した教育研究環境の整備状況）

Q 「遠隔教育」の「他大学等で行われる授業の受講又は他大学等への授業の配信」の取組について、本学の別キャンパスから授業の配信を受けて遠隔教育を実施している場合は対象となりますか。

A 対象となります。ここでの「授業の配信」には、同一大学の別キャンパスの授業をインターネットの利用等により受講できる体制を整備し実施している場合も含みます。

Q 「理解度把握システム」の整備状況について、PC教室やCALLシステムで教員の席にある画面で学生の状況を表示できる場合は対象となりますか。

A 対象となります。授業中にその場で学生の理解度を把握できるしくみであれば対象となります。また、シラバスへのシステム活用の記載、システムの使用履歴など、そのシステムが使われた実績の確認できる資料が必要となります。

特別補助

○大学等の国際交流の基盤整備（海外からの学生の受入れ）

Q 29年10月から30年6月までの9か月間招致した学生について、29年度「招致学生」の項目で対象となりましたが、30年度においても対象となりますか。

A 対象となりません。招致期間が1年以下で複数年度にわたる招致学生が対象となるのは、29年度、30年度のいずれかの年度に限られます。なお、29年度に対象としなかった学生については30年度の対象として差し支えありません。

○大学院等の機能の高度化（研究施設運営支援）

Q 「組織上独立した研究施設」の経費の考え方について、決算上は学部等の支出となっており、研究所として独立した部門立てはしていませんが、対象となりますか。

A 対象となります。会計処理上、学部等に計上していても構いません。ただし、申請対象となる経費は、研究に直接必要な経費のみとなります。

○大学院等の機能の高度化（大型設備等運営支援）

Q 本学が保有している大型特殊装置が故障し修繕が必要となりましたが、修繕費は対象となりますか。

A 対象となります。ただし、当該機器の機能向上につながらないようなもので、維持管理や原状回復のために要した場合の経費に限ります。

○授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実（卓越した学生に対する授業料減免等）

Q 「成績優秀者など卓越した学生」とはどのような学生を指しますか。

A 「成績優秀者など」とは、原則として、当該大学等の正課教育において優秀な成績を収めている者を意味します。

単位修得状況が優秀であるとか、GPAが高い等という学生のほか、スポーツ・芸術に関する科目において優秀な成績を収めた学生も該当します。

必ずしも正課教育における成績状況だけでなく、課外活動や各種大会での活躍状況等を加味し、他の学生にとって模範となる学生として減免している場合も対象となります。

ただし、スポーツ・芸術等に関する科目において卓越した学生であると判断する場合であっても、修業年限内での卒業が見込まれること（留学している場合は当該期間を除きます）、授業出席状況や単位修得状況などの正課教育の状況も考慮して判断することを条件とすることが必要であり、その基準等は各大学等において設定してください。

Q 経済的に修学困難であることを条件としなくてもよいですか。

A この補助項目において、経済的に修学困難であることは要件としません。

Q 入試の成績が優秀だった者に対して4年間、授業料の減免を行っており、2年次以降の減免の対象者とするかを正課の成績で判断しています。1年次は対象外だと思いますが、2年次以降は対象となりますか。

A 2年次以降の継続を判断する際に、正課の成績を評価し、優秀だと判断して継続する場合は、対象となります。

Q すでに納付した授業料を返還するなど、過去に遡って支援をする場合は対象となりますか。

A 対象となる学生の30年度における納付金に関するものであれば、一度納付されたものを返還する支援も対象となります。年度途中において、成績優秀者と判断された学生に対し、年間の授業料を減免対象とするような場合も想定しています。

Q 入学金は対象とならないのですか。

A 対象となりません。入学後に好成績を収めている者への奨励的な支援として行う趣旨であることを踏まえ、入学金以外の授業料や施設設備資金などの、学生生徒等納付金を対象とします。

Q 海外からの留学生も成績優秀者として減免した場合、対象となりますか。

A 対象となります。ただし、同一の事業について「大学等の国際交流の基盤整備（大学等の教育研究環境の国際化）」の「留学生に対する授業料減免」と重複して申請はできませんので、ご注意ください。

○授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実 （特色ある経済的支援方策〔学内ワークステディ事業支援〕）

Q 補助対象外学部（に在籍する学生を、チューターとして補助対象となっている学部で雇用している場合、所要経費の支出金額に含めてもよいですか。

A 含めて申請してください。ここでは、学生の在籍する学部等ではなく、最終的に会計を処理している（支出している）学部等となります。対象外学部の学生に支払った場合であっても、補助対象の学部で支出している経費であれば対象となります。

○授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実 （特色ある経済的支援方策〔産学合同スカラシップ事業支援〕）

Q 連携型として申請する場合、代表校はこれから決定しても構いませんか。

A 問題ありません。ただし、代表校は調査票の提出を担当する私立大学等の代表であるため、調査票を提出するまでに決めておく必要があります。また、コンソーシアム等が代表校であると認めたことを事業団が確認する場合

があるため、代表校であることが確認できる資料の写しを必ず保管しておいてください。

Q 産学合同スカラシップ事業をコンソーシアムで実施しているため、学内には当該事業にかかる規程等、選考委員会名及び選考基準はありませんが、対象となりますか。

A 対象となります。当該事業を単独で実施する場合は、当該校の規程等、選考委員会等及び選考基準で判断し、コンソーシアムなど複数の大学等が連携して実施する事業の場合は、コンソーシアムなどの組織体の規程等、選考委員会等及び選考基準で判断してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課
一般補助

☎03（3230）

7300～7302・7313

特別補助

☎03（3230）

7303～7305・7312

7309～7311

私立大学等改革総合支援事業

☎03（3230）

7306～7308・7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声

私学事業団では、私立大学の教育・研究の未来を担う人材の育成を目的とした「若手・女性研究者奨励金」を創設しました。本号では、「若手研究者奨励金」を受賞した、同志社大学心理学部助教の白井真理子先生の声を紹介します。



心理学に
関心を持
ち、感情
の大切さ
を学ん
だ。研究
を通じて
人々のこ
ころを
理解する
ことに
取り組
む。

——研究者になろうとしたきっかけについて教えてください。

「嬉しい」「悲しい」など、私たちは日々さまざまな出来事に遭遇し、あらゆる感情を感じます。感情は私たちと共にあり、人生を彩るものです。人間は、感情に振り回され、特に不合理な行動をとってしまうこともあります。その一方で、感情があるからこそ人の痛みを知り、喜びを分かち合うことができるとも思います。感情とは何か、なぜ人間は感情を感じ、共有するのか、その疑問を明らかにすることは人間を理解することにつながるのではないかと考え、心理学に興味を持ちました。

私は、感情の中でも「悲しみ」につ

いて扱っています。大切な人との離別は生きている限り、避けることのできない出来事の一つです。喪失体験には、必ず悲しみという感情が伴います。このように人生において必ず体験する悲しみを効果的に癒す方法を明らかにしたい、少しでも苦しんでいる人の助けになればと思い研究者を志しました。

博士課程の頃は、まずそもそも悲しみ感情とはどのような感情なのかについて研究を行ってきたため、癒しといった応用側面までは扱っていませんでした。今回採択いただいた本奨励金受賞の研究課題は、これまでの研究を元に悲しみを効果的に癒す新たな方法へと繋がり得るものだと考えています。これは、私が研究者を志して以降いつかは必ず取り組みたいと思っていたことの一つでしたので、このような機会をいただけて、大変感謝しています。

——「悲しみを癒す」分散型記憶モデルに基づく原理的対処法の検討」にて本奨励金を受賞されました。本奨励金は、これまでの概念や応募者の研究業績にとらわれず、特色ある独創的な研究を積極的に支援することとしてお

ります。白井先生の研究はどのような特色が評価されたとお考えでしょうか。

これまで複雑性悲嘆や心的外傷後ストレス障害（PTSD）といった深い悲しみにより引き起こされる精神症状に対する有効な非薬物治療法は、認知行動療法でした。しかしながら、治療法の効果は高い一方で、悲しみに関わる辛い記憶を繰り返し思い出すという過程が必要であり、負担の大きいものでした。

そこで、より負担を軽減した対処法を開発することは、悲しみをより効果的に癒やすために必要不可欠であると考えました。さらに、原理的な対処法を開発できれば、汎用性が高いものになると考え、分散型記憶モデルという記憶形成のモデルに着目しました。このように、悲しみの記憶の形成を記憶モデルの観点から捉え、さらに悲しみの癒しへと繋げようと考えた点が本研究の特色であり、独創的な点として評価されたのではないかと考えています。

——「若手研究者奨励金」は次世代を担う研究者の育成の一助となるよう創設いたしました。この研究に取り組むことで、白井先生の研究者としての将来にどのような効果が期待されますか。

「若手研究者奨励金」は、これまでの業績に捉われない独創的な研究を評価してくださったため、非常に挑戦的な内容の研究に取り組むことができたと考えております。まだまだ分からないことや不確定要素の多い研究を行う

ことは、勇気が必要です。今回の研究も、実際に研究を行わない限り、どのような結果になるかは未知数です。新しいことに挑戦する際には、難しさを感じます。しかし、本研究に取り組むことで、その挑戦を支援してくれる方もいるのだと感じ、常に挑戦し続けてゆくことの大切さも学びました。今後、目の前の研究のその先にどんな未来があり、人の役に立つとはどういうことなのかという問いを自分に投げかけ続けながら、研究に取り組み続けてゆきたいと考えています。

——本年5月に本奨励金の贈呈式にご出席いただき、壇上にて本事業団理事長から贈呈書を受与されました。

奨励金を授与された方々の代表として、贈呈書を受与していただき、より一層気を引き締めて研究と向き合っていかなければならないという思いを強くしました。壇上から見た景色は今も鮮明に思い出すことができます。あの場に立てたのも、決して私一人の力ではなく、これまでたくさんのお世話になった方々のおかげだと、感謝の気持ちがこみ上げてきました。この出来事を心に深く刻み、より良い研究者になれるよう今後も精進してまいりたいと思っています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03（32330）7317・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

平成30年10月からの基準利率及び年金現価率（退職等年金給付）

企画室

退職等年金給付とは

私学共済法で定める退職等年金給付は、加入者と学校法人等が折半で掛金を負担する積立方式の年金制度です。具体的には、加入者期間（70歳までの期間に限りません）である各月について、標準報酬月額・標準賞与額に応じた掛金を負担することにより、その月に適用する付与率に基づく付与額を算定し、付与額とこれに対する利子（基準利率に基づく複利）を積み立てて、これらを原資として、将来、年金を供給するしくみです（図参照）。

基準利率等の設定方法

毎年10月から適用する基準利率は、その年の9月30日までに見直しを行うこととされており、国債の利回り（10年国債応募者平均利回りの直近1年間又は5年間の平均のいずれか低い率）を基礎として、積立金の運用の状況及びその見直し並びに国家公務員共済組合の基準利率を勘案して設定することとされています。

この基準利率の見直しに伴い、**年金現価率（※）**も見直されることになります。

平成30年10月からの基準利率は0・06%

30年10月から適用する基準利率は、基礎となる国債の利回りが0・06%であったことを踏まえ、29年10月から適用されていた0%から0・06%に見直すこととなりました。

なお、この基準利率の見直しに伴う30年10月からの年金現価率と、国債の利回りの動向は、私学共済ホームページ「年金等給付▼年金等給付の概要▼退職等年金給付」に掲載していますので、ご覧ください。

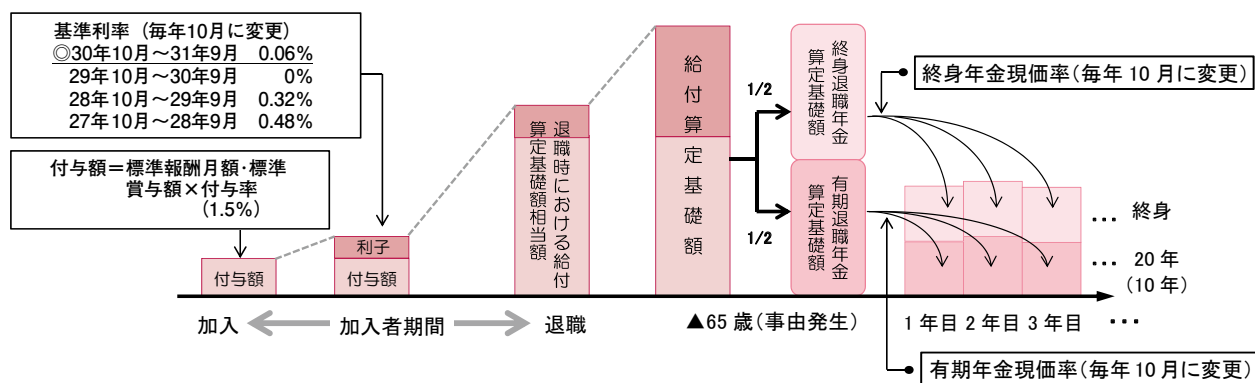
※見直し後の年金現価率による30年10月からの退職年金の額は、対象者宛て改定通知書を送付します。

*標準報酬月額等に応じた掛金負担にかかる掛金率及び付与額算定にかかる付与率については、1・5%と変更はありません。

※ 年金現価率とは

基準利率や死亡率等を勘案し、終身にわたり又は支給残月数の期間において一定の年金額となるよう算定するための率で、これには、終身年金現価率と有期年金現価率があり、基準利率等が変更されると、年金現価率も変更されます。

図 退職等年金給付の運営イメージ



災害対応

平成30年7月豪雨にかかる医療機関の窓口負担免除の終了
 業務部 短期給付課

平成30年7月豪雨により被災された、加入者及び被扶養者の医療機関での窓口負担免除の取り扱い、30年10月31日までの診療分をもって終了します。

免除措置の対象となる人（災害救助法の適用市区町村に住所を有する加入者及び被扶養者で住家が全半壊床上浸水等の要件に該当する人）で、医療機関に受診した際、窓口で一部負担金を支払った場合には、一部負担金の還付請求をすることができます。還付請求をされる場合は、次の①②の書類を提出してください。

- ① 一部負担金等免除申請書
- ② 一部負担金等還付請求書

なお、受給権は、給付請求事由が生じた日（窓口負担した日）の翌日から起算して2年を過ぎると、時効によって消滅しますので注意してください。

還付請求手続き等の詳細は、私学共済ホームページ「災害への対応（共済業務）▼平成30年7月豪雨への対応（共済業務）▼短期給付関係（医療機関の窓口負担の免除）」をご覧ください。か、短期給付課までお問い合わせください。

高齢受給者にかかる 年間の高額療養費（外来合算）の手続き

業務部 短期給付課

年間の高額療養費（外来合算）とは

7月31日（基準日）時点の所得区分が「一般所得者」又は「低所得者」に該当している場合に限り、前年8月から当年7月（計算期間）までの「一般所得者」又は「低所得者」であった月の、外来で受診した自己負担額から月間の高額療養費や一部負担金払戻金・家族療養費付加金を支給してもなお残っている自己負担額の、1年間の合計額が14万4000円（基準額）を超えている場合に、その超えた金額を支給するものです。

この計算期間中に、医療保険者が変わっても残っている自己負担額を合計し、年間の高額療養費に該当する場合は、医療保険者ごとに按分した支給額を支給します。

請求手続き

◆基準日時点及び計算期間を通して私学事業団の加入者又は被扶養者である場合

計算期間中の自己負担額から基準額を超えた金額を自動で計算しますので、**手続きは不要です**（11月に一斉計算予定）。

◆計算期間の途中から基準日時点まで 本事業団の加入者又は被扶養者である場合

基準額を超える計算等は本事業団で行いますが、本事業団以外の期間の自己負担額を確認するため、**次の手続きが必要です**。

a 計算期間中の医療保険者の自己負担額を確認するため、本事業団以外に加入していたすべての医療保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けます。

b 交付を受けた「自己負担額証明書」を「高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」に添付し、本事業団に提出します。

c 本事業団で支給額を按分計算し、各医療保険者に通知するとともに本事業団分の支給額を支給します。

◆計算期間の途中で本事業団の加入者資格が喪失又は被扶養者の認定が取り消しとなり、基準日時点は他の医療保険者に加入している場合

基準額を超える計算等は基準日時点の医療保険者（以下「基準日保険者」

といいます）が行うため、基準日保険者に本事業団加入時の自己負担額証明書を提出する**次の手続きが必要です**。

a 本事業団に「高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出し、「自己負担額証明書」の交付を受けます。

b 交付された「自己負担額証明書」を所定の申請書に添付し、基準日保険者に提出します。

c 基準日保険者は支給額を按分計算し、本事業団に通知します。本事業団は通知に基づき支給額を支給します。

注意

●「高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

●支給対象者が在職中の場合は、学校法人等を通じて通知及び支給します。

●支給額は、医療保険者ごとに支給します（一括して支給されるものではありません）。

●自動計算や申請書により計算した結果、基準額を超えない場合は、年間の高額療養費の支給はありません。

詳しくは、短期給付課までお問い合わせください。

お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください

各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談に応じているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

受付時間 月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）
9:00～17:15

共済業務課（直通）	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

※電話番号をお間違えないようお願いします。

積立共済年金・共済定期保険 平成30年度後期募集 (31年4月1日加入)**募集期間** 平成30年11月1日(木)～30日(金) 私学事業団必着**福祉部 保健課****積立共済年金 (つみきょう)**

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金を補完する制度です。

月々2,000円(2口)の掛金から積み立てることができ、運用予定利率は1.25%です(30年9月1日現在)。積立金増額のため「中途一時払」の取り扱いができません。

*募集のパンフレットを加入者向広報「レター」11月号に差し込んで送付しますので、加入者への配付をお願いします。

共済定期保険 (きょうさいていき)

〔 共済定期保険専用フリーダイヤル
☎ 0120 (716) 267 平日: 9:00～17:15 〕

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

11年ぶりに標準生命表が改定され、「家族年金コース」と「学校加入コース」の保険料が現行の保険料に比べ、5%から30%程度引き下げになります。

- ・団体としてのスケールメリットを活かした手頃な保険料で加入できます。
- ・1年更新の制度のため、ライフプランにあった保障内容の見直しが毎年できます。
- ・申し込みに当たっては、医師等による診査ではなく、加入資格(告知内容)に該当すると申し込みができます。
- ・個人加入コースは、家族年金コースの加入を条件として、他のコースに加入することができます。
- ・加入者本人が加入しているコースに家族(配偶者・子ども)も加入できます。
- *加入者ごとの申込書が入った封筒を10月中旬に学校法人等宛てに送付しますので、加入者への配付をお願いします。

◆1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還付します。

〔 29年度配当率
家族年金コース・学校加入コース 約 54.59% (※)
医療保障コース 約 47.82% 〕

※保険料引き下げに伴い、集まる保険料が減少する関係で、前年度と同じ保険金を支払った場合、前年度に比べ配当率は下がります。

各申し込み方法

後期募集では、「新規加入」「コース加入」「口数の変更」さらに「被保険者の追加及び脱退(共済定期保険のみ)」を受け付けます。

- ・積立共済年金の新規申し込みをする場合は「新規加入申込書」で、すでに積立共済年金に加入している人が他のコースに加入を希望する又は口数を変更する場合は「コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」にて申し込んでください。
- ・共済定期保険の申し込み(新規・変更・脱退)は、パンフレットに記載されている加入資格(告知内容)、支払条件等を確認のうえ、「加入申込書兼告知書」にて手続きをしてください。

送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※より詳しく知りたい教職員を対象に、学校に訪問して説明会を開催します。ご希望の場合は保健課貯金係までお申し出ください。

税制適格コース

(個人年金保険料控除の対象)

満65歳までに10年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金又は一時金を選択

自由選択コース

(一般生命保険料控除の対象)

満65歳までに2年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を複数選択可能

個人加入コース**家族年金コース**

(主契約です)

加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。独身の人も加入することができます(配当金を還付)。

医療保障コース

病気やケガで5日以上入院したとき
(配当金を還付)

医療費支援コース

日帰り入院から保障、その他手術、女性疾病にも対応

3大疾病保障コース

3大疾病に加えて、7大疾病や上皮内新生物にも対応

長期休業補償コース

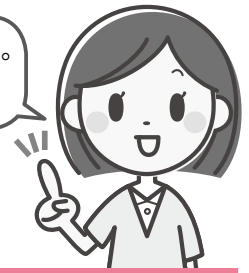
病気やケガで60日(免責期間)を超えて就業不能となったとき

学校加入コース**学校加入コース**

学校法人等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています(配当金を還付)。

ポイント

退職した人を認定する場合は、雇用保険加入の有無の確認が必要になります。
次のフローチャートにしたがって添付書類を確認してください。



※2 退職した勤務先がハローワークに手続きをして交付されるため、退職した勤務先から受け取ることになります。

- 雇用保険は給与と同じ性質のものとみなされます(65歳以上の人は除きます)。受給期間が90日間で基本手当の日額が3,612円の場合、受給総額は130万円未満ですが、年収に換算すると、 $3,612円 \times 360日 = 1,300,320円$ となり、被扶養者となれる収入限度額である130万円以上となるため被扶養者にはなれません。つまり、日額3,612円以上受給している間は、被扶養者として認定できません。日額が3,612円未満の場合は、受給開始後も継続して認定できますので、あらかじめ提出された「被扶養者取消申請書」等は返却します。
- 65歳以上の場合、雇用保険は一時金とみなされますので日額は問いません。「事業主による退職証明書」又は「雇用保険被保険者離職票(1)(2)の写し」を提出してください。
- 「被扶養者認定申請書」は複写式となっています。私学共済ホームページからはダウンロードできませんので、共済事業本部又は各ガーデンパレス共済業務課(東京を除きます)まで請求してください。

被扶養者認定申請事例（退職した人の認定）

業務部 資格課

私学共済制度では、3親等以内の家族で主として加入者の収入で生計を維持している人のうち、私学事業団に申請し、認定された人は、被扶養者として保険診療等の短期給付を受けることができます。

認定申請の際の添付書類について、3回（10、11、12月号）にわたり具体的な事例で説明します。

なお、被扶養者の基本的な事項は、「事務の手引 平成30年版」 97頁 第7章 被扶養者を参照してください。

Q

私の妻（60歳未満）は昨年の年収が400万円ありましたが、今年9月30日で退職しました。

前年の収入が130万円以上なので、被扶養者にはなれないのでしょうか。

また、雇用保険の基本手当を受給する予定ですが、自己都合退職のため受給は3か月後からとなります。受給を開始するまでの間、被扶養者に認定されるとしたら申請にはどのような手続きをしたらよいですか。

A

被扶養者の認定基準となる収入要件は、現在の恒常的な収入^{※1}によって算定します。したがって、昨年の収入は収入限度額である130万円を超えていますが、現在は退職していますので被扶養者になることができます。

退職が認定の事由となりますので、前年の収入は問いません。

退職後の恒常的な収入は雇用保険の基本手当となりますが、受給を開始するまでは収入がありませんので、被扶養者になることができます。

※1 給与収入、恩給、公的年金、個人年金、傷病手当金、失業給付金、

資産所得、事業所得などの収入で継続して入る、又は入る予定のものをすべて含みます。



【被扶養者認定申請書に添付する書類】

退職した人を認定する場合は、加入者との続柄及び生計維持関係が確認できる書類が必要になります。今回の事例では、次の書類を添付してください（③、④、⑤、⑥は私学共済ホームページからダウンロードできます）。

書 類	内 容
①戸籍謄本又は抄本	続柄、生年月日を確認します（加入者が世帯主の場合は、続柄（妻）が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバー記載のないもの）。
②雇用保険離職票(1)(2)の写し	退職年月日と在職中雇用保険に加入していたことを確認します。
③誓約書	給付制限期間等の記載のある雇用保険受給資格者証の写しを後送する旨の誓約書 ※後日ハローワークから交付される雇用保険受給資格証の写しを本事業団に提出してください。
④同意書	給付制限期間等が終了した翌日で被扶養者の被扶養者取消を行う旨の同意書
⑤被扶養者取消申請書	給付制限期間等終了後に被扶養者を取り消すため、あらかじめ提出が必要です。
⑥国民年金第3号被保険者関係届	60歳未満の配偶者を認定する場合は、国民年金の第3号被保険者に該当するため、第2号被保険者（加入者）勤務先である学校法人等を通じて本事業団に提出してください。被扶養者の認定証明等をした後、本事業団から日本年金機構に進達します。

（注）被扶養者の認定については、要件を備えた日から30日以内に申請書の提出がないと、本事業団が申請書を受理した日（発信年月日が確認できる場合はその日）が認定日となります。

認定日前に病院にかかった医療費は全額自己負担となりますので、注意してください。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金後期申し込み締め切り 及び残高通知書等の送付

- ①積立貯金の後期加入申し込みの締め切りは**10月25日(木)**(私学事業団必着)です。ご希望の場合は早めに申し込みしてください。
- ②「積立貯金決算明細書」は9月下旬から10月上旬に、貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は10月中旬に、学校法人等宛てに送付します。「積立貯金残高通知書」は加入者に配付してください。【福祉部 保健課】

年末調整用証明書の送付

- ①積立共済年金加入者
9月下旬に、生命保険料控除のための証明書(個人年金用・一般生命保険用)を積立共済年金加入者の届け出住所宛てに送付しました。
なお、平成30年10月1日新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。
- ②共済定期保険加入者
10月中旬に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届け出住所宛てに送付します。【福祉部 保健課】
- ③住宅貸付借受者
29年12月までに住宅貸付を借り受けた人の「住宅借入金等特別控除」のための30年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等宛てに送付します。
※30年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、31年1月中旬に学校法人等宛てに送付します。【福祉部 貸付課】
- ④任意継続加入者
30年分任意継続掛金の納付が10月初旬までに確認されている人には、「平成30年分任意継続掛金納付証明書」を10月下旬に送付します。【業務部 掛金課】

積立貯金・積立共済年金・共済定期保険の 制度を詳しく知りたい場合

貯金3事業について学校を訪問して加入者又は事務担当者向けに説明会を開催します。ご希望の場合は、福祉部保健課貯金係宛てにご連絡ください。【福祉部 保健課】

住宅貸付の申し込みの際には 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

【福祉部 貸付課】

加入者向広報「レター」11月号を送付します

加入者向広報「レター」11月号を10月中旬に学校法人等宛てに順次送付します。送付部数は、9月末現在の加入者数です(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)。詳しくは送付状を確認してください。

到着しましたら、加入者への配付をお願いします。不足の場合は広報班までご連絡ください。

【広報相談センター 広報班】

10月の共済業務スケジュール

2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 9月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
29日(月)	掛金等 9月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 10月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(水)	掛金等 9月分納付期限 貸付 11月22日送金申し込み締め切り

11月の共済業務スケジュール

1日(木)	積立共済年金・共済定期保険 後期募集
2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 10月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 12月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

お見舞い

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。
私学事業団では、被害を受けられた学校並びに加入者、被扶養者及び年金受給者の皆様に全力で支援してまいります。
被害を受けられた皆様の安全と被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。
※これまでの災害に対する本事業団の対応につきましては、私学事業団ホームページ（<http://www.shigaku.go.jp>）の「災害への対応」をご参照ください。

委員就退任のお知らせ

◆共済審査会

平成30年8月31日付

退任	佐藤 正吉
	角田 憲良
	本木 章喜

平成30年9月1日付

新任	中古 貞雄
	山谷 一弘
	山根 徹夫
再任	飯岡 利通
	川並 孝純
	高橋 あゆち
	三柴 博資
	宮川 博光
	諸星 裕美

私学事業団ホームページの 常時SSL/TLS化（https化）

私学事業団では、皆様により安全に私学事業団ホームページを利用していただくため、セキュリティ強化対策として常時SSL/TLS化（https化）を進めていきます。

これに伴い、**共済業務のホームページ**について、平成30年10月1日よりURLが以下のとおり変更となります（旧URLでアクセスしても一定期間閲覧することができますが、ブックマークやお気に入り登録されている場合は、新URLに再登録をお願いします）。

（旧）<http://www.shigakukyosai.jp/>

（新）<https://www.shigakukyosai.jp/>

私学事業団のトップページや助成業務のホームページについても順次対応する予定です。

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

10月は、「平成30年度教員経費に係る調査票」「平成30年度学生経費に係る調査票」「平成30年度認証評価経費調査票」等について掲載する予定です。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300~7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

【総務部 人事課】

☎03(3230)7883・7884

Eメール jinji@shigaku.go.jp

私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、助成業務において私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

この研修制度は、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実に資するための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的としています。

2019年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月中旬にホームページ等でお知らせする予定ですのでご覧ください。

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<https://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
名古屋カーテンパレス

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022
 (JR「名古屋」駅から地下鉄東山線「栄」駅、地下鉄桜通線「久屋大通」駅、「丸の内」駅下車、それぞれ徒歩5分。又は地下鉄鶴舞線・東山線「伏見」駅下車、徒歩8分) <https://www.hotelgp-nagoya.com/>

年末年始特別宿泊プラン

寺院数日本一の愛知県で「なごや七福神めぐり」はいかがですか？
 七福神を巡ると七つの福を授かり、七つの難を逃れるそうです。
 七つの御朱印を集め、新しい年に向けて開運アップしませんか。
 七福神の一つ「福生院」は名古屋ガーデンパレスから約100メートルです。

1泊2食（1名1室／1名様）15,500円～

取扱期間：平成30年12月28日～31年1月6日

・朝食は和洋バイキング、夕食は年末年始の特別会席料理をご用意します。詳しくはお問い合わせください。



ツインルーム

葉山相洋閣

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046(875)7300
 (JR「逗子」駅からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分)

松茸を味わうプラン

夏のにぎわいが過ぎ、静寂を感じる葉山で、
 秋のひとつきをお過ごしください。

1泊2食（2名1室／1名様）11,500円

取扱期間：平成30年10月1日～31日

・1名1室利用の場合は、1泊につき1,000円の割増となります。



松茸（イメージ）

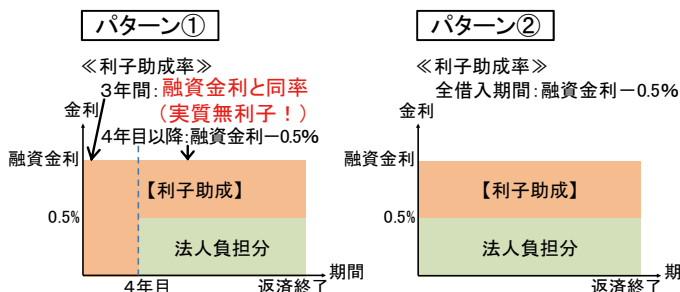


相洋閣から見える富士山の夕景

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化（耐震改築・耐震改修）に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、国の利子助成が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利（平成30年10月1日現在）

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校（園）舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%
寄宿舍やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.70	0.31	0.41
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp